人事院規則九―一七―一六八

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる標記部分に傍線を付した表で改正前欄にこれに対応する表を掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表第一（第一条関係）

一～三　（略）

四　内閣府

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
食品安全委員会事務局	（略）	（略）
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種
（略）	（略）	（略）
北方対策本部	審議官	一種
	調査官（人事院の定めるものに限る。）	二種
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第一（第一条関係）

一～三　（略）

四　内閣府

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
食品安全委員会事務局	（略）	（略）
	リスクコミュニケーション官（人事院の定めるものに限る。）	二種
（略）	（略）	（略）
北方対策本部	審議官	一種
	調査官（人事院の定めるものに限る。）	二種
子ども・子育て本部	審議官	一種
	室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種
（略）	（略）	（略）